

いなべ市地域クラブ活動モデル事業

指導員の心得

いなべ市教育委員会事務局
学校教育課

1 適切な指導

- (1) いなべ市地域クラブ活動指導員（以下「指導員」という。）は、いなべ市地域クラブ活動の基本方針（令和5年9月制定）を遵守し、いなべ市学校部活動ガイドラインおよびいなべ市地域クラブ活動方針（令和7年3月制定）に基づく適切な指導を行う。
- (2) 生徒の発達段階に応じた、科学的な見地に基づく効果的な指導に努める。

2 安全の確保

安全管理マニュアル（令和7年3月制定）をふまえ、活動の安全を確保するとともに、生徒や指導員がけがをしたり体調不良を訴えた場合は応急処置を施す。

状況によっては保護者と連携を取り、病院への搬送も考える。特に、頭部や目を負傷した場合は、必ず病院へ搬送する。

3 主体性の尊重

生徒の主体性を引き出すための工夫をしながら、練習計画や活動内容を生徒とともに考える姿勢を大切にする。

4 計画的な活動

年間の活動計画（活動日、参加大会・コンクール等の日程）並びに毎月の活動計画を作成し、生徒や保護者と共有する。

5 信用失墜行為の禁止

信用を傷つけるような行為をしてはならない。

6 ハラスメントの根絶

各種ハラスメントを認識するとともに、あらゆるハラスメントを根絶する。

7 守秘義務

業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を、指導員を退いたのちも含めて、漏らしてはならない。

8 ソーシャルメディア等への不適切な投稿の禁止

ソーシャル・ネットワーク・サービス、動画サイトまたはインターネット上の掲示板等で、以下のような行為は行わない。

- (1) 活動の様子を写真や動画で投稿する。
- (2) 活動で知り得た、生徒や他の指導員の情報を投稿する。
- (3) 生徒や指導員に対する誹謗中傷を投稿する。

9 情報の共有

生徒の様子や生徒間の人間関係に不安を抱いた場合は、教育委員会や学校と共有する。

10 貴重品の管理

生徒から貴重品を預かった場合は、教育委員会が準備した貴重品入れを使用し、責任を持って管理する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。